

## 北名古屋水道企業団水道料金審議会会議録（第4回）

- 1 日時 令和7年2月10日（月）午後2時00分～午後3時45分
- 2 場所 北名古屋水道企業団 2階大会議室
- 3 区分 非公開
- 4 出席委員 8名
- 5 欠席委員 1名
- 6 事務局 8名
- 7 事務局長あいさつ
- 8 議題

### ◎会長

皆様よろしくお願ひいたします。本日も議題に沿って進めてまいります。  
事務局より説明をお願ひいたします。

### ●事務局

それでは、説明に入らせていただきます。よろしくお願ひいたします。

まず、本日の議題です。「1.第3回審議会の追加資料」、「2.新料金表の設定について」そして、この資料とは別に、「3.答申書（案）」でございます。

昨年12月の第2回審議会におきまして、水道の会計は収益的収支と資本的収支の2本立てであるとお伝えしました。ここまでの審議会は、収益的収支側の会計である純利益2億円以上の確保に重点を置き説明してきましたが、設備投資関連の会計であります資本的収支について、委員さんから追加資料提示のご要望がございましたので、今回お渡ししております資料2ページから5ページにかけ、4つのパターン別に資本的収支の見通しを追加で提示させていただきます。

資料2ページをお願ひします。

現行料金を継続した場合、かつ物価上昇を加味しない場合の資本的収支の見通しを料金算定期間の令和6年度から15年度まで10年間のシミュレートです。

黄緑が、それぞれ収入と支出になっております。

収入部分を見ますと、ピンク色の企業債を重要な財源としております。

しかし、これは借金であり、借入れ後は30年間利息を加え償還するべきもので、オレンジ色の企業債償還金に順次加算されます。将来世代の負担を鑑みると、際限なく企業債を借入れすることは現実的ではありません。なお、企業債は純利益や物価の変動により借入額が大きく変動します。

支出部分では、青色の工事費の割合が多いことがわかります。なお、工事費は物価の変動により増減します。

紫色は、資本的収支不足額と言い、収入合計から支出合計を引いた金額です。

全国の水道事業体同様に本企業団も常に赤字であり、こちらのシミュレートでは、税込で単年度平均 5.7 億円の赤字となっております。赤字額の補填は、収益的収支側の収益である純利益や減価償却費で賄う仕組みとなっております。

純利益が増えれば企業債の借入れが減り、純利益が減ると企業債の借入れが増え、収益的収支と資本的収支は、純利益を通して密接に関わります。

気をつけていただきたいことは、紫色のマイナスをプラスにするために、ピンク色の企業債を余分に借りれば、黒字にすることができますが、将来的に償還金や利息が増えていきます。

資料 3 ページは、改定率 14%の値上げを行った場合、かつ物価上昇を加味しない場合のシミュレートです。仕組みは先ほど同様ですので、詳しい説明は省略します。

資料 4 ページは、改定率 14%の値上げを行った場合、かつ物価上昇を加味した場合のシミュレートです。

資料 5 ページは、改定率 16%の値上げを行った場合、かつ物価上昇を加味した場合のシミュレートです。

資料 1 ページにお戻りください。

こちらのグラフは、先ほどの 4 つのパターン別で示した資本的収支について、借入れる企業債と支出である工事費を料金算定期間の 10 年間の総額で表したものです。

企業債借入額ですが、①と②の比較では、②は 14%改定を実施し①の現行料金継続より料金収入が増加したことで純利益が好転し、資本的収支への補填額が増え、企業債の借入れが一部抑制されたことにより、①と比較し 10 年間で 17.9 億円借入額が減少しています。

②と③の比較では、料金収入は同額ですが、③は物価上昇により工事費が増加したこと、及び収益的収支側での純利益が減少したこと等により、企業債の借入額が 10 年間で 10.4 億円増加しています。

工事費総額ですが、物価上昇を加味することで工事費は増加します。加味しない場合に比べ、増加額は 10 年間でおよそ 7.09 億円を見込みます。

資料 6 ページをお願いします。

平均改定率 14%で、物価上昇を加味しないパターンと、毎年 2%上昇を加味したパターンに分けて、当年度純利益の差について考察します。

物価上昇を加味しないパターンを青色の棒グラフ、加味したパターンをオレンジ色の棒グラフで示します。

加味しない場合の当年度純利益は令和 15 年度で 2 億円以上を確保しているのに対し、加味した場合では令和 12 年度に 2 億円を割り込んでいる状況となっております。令和 15 年度での純利益の差は、1.04 億円となっております。

資料 7 ページをお願いします。

県内同規模事業者において逓増度の比較をします。

本企業団は、逓増度指数が高いほうから5番目となっています。しかし、逓増度は最低単価が低いことにより指数を押し上げるバイアスが働きます。本企業団より上位の4団体の内、3団体で最低単価が50円を下回っており、これが全体の順位に影響を及ぼしている状況です。

「1.第3回審議会の追加資料」の説明については以上です。

#### ◎会長

ありがとうございました。前回の補足ということで説明いただきました。

ご質問、ご意見ございますか。

では、「2.新料金表の設定について」に入りたいと思います。

事務局よりご説明よろしく願いいたします。

#### ●事務局

資料8ページをお願いします。

第3回審議会において、基本料金は全口径一律200円の値上げとし、従量料金は全水量区分において同額値上げとする方向性が定まりました。

第4回審議会では、従量料金1㎡あたりの単価について考察します。

一律13円又は14円の値上げとした場合の逓増度は、どちらも指数が3.1台となり現行の3.57からは縮小しており、大口使用者に対して一定程度配慮した形となっています。

資料9ページをお願いします。

従量料金を一律13円値上げした場合と一律14円値上げした場合の一般家庭への影響について考察します。

こちらの表の各世帯人数での使用水量は東京都水道局が令和2年度に行った実態調査の数値を引用しております。

改定後の値上げ額は、こちらに示す通りとなっております。

従量料金一律13円の値上げと一律14円値上げとの差は、1人世帯の1か月あたり9円に始まり、5人世帯では31円となります。

基本料金については、どちらも全口径一律200円の値上げで計算しております。

平均改定率は13円の値上げでは14.1%、14円の値上げでは14.6%となります。

資料10ページをお願いします。

物価上昇を毎年2%加味し、改定率14.0%、従量料金一律13円値上げの14.1%、従量料金一律14円値上げの14.6%とした場合の当年度純利益を比較します。

令和12年度において、改定率14.0%では純利益の目標額2億円を100万円下回りますが、改定率14.1%では100万円上回り、改定率14.6%では900万円上回ります。

令和13年度以降については、どの改定率も2億円を下回ります。

資料11ページをお願いします。

参考として紹介させていただきます。

改定率 15.1%とした場合の当年度純利益の推移を黄色の棒グラフで追加し、参考資料としてお示しします。なおこのパターンは、全水量区分において従量料金を一律 15 円値上げした料金体系となります。一律 14 円値上げした場合との値上げ額の差は、資料 9 ページで示した一律 13 円と一律 14 円との差額と同額となります。

令和 13 年度では、改定率 15.1%のみ、純利益 2 億円を上回っております。

令和 14 年度以降については、どの改定率も 2 億円を下回っております。

資料 12 ページから 14 ページは、平均改定率 14.1%、14.6%、15.1%とした場合の県内同規模事業体 12 団体との料金比較を参考として示します。

どの改定率においても順位に変動はありません。

「2.新料金表の設定について」は以上です。

#### ◎会長

ありがとうございました。

前回、決まらなかった 13 円値上げなのか、14 円値上げなのか。

従量料金についてのご説明をしていただきました。

本日はどちらが適切なのか、審議会での結論を出したいと思っております。

どなたからでも結構でございますので、質問等がございましたら、お願いします。

#### ●事務局

欠席委員からご意見いただいておりますので、読み上げさせていただきます。

「2 月 10 日は出席できず、申し訳ございません。物価上昇と、材料、人件費の高騰に加え、人口減少による収入減をもっと加味すべきだと思います。厚生労働省人口動態統計 2023 年を確認しますと、現在の厚生労働省の人口減少シミュレートが過少評価だと感じます。10 年経てば、それがさらに顕著に現れるものと考えます。そのため、従量料金の値上げは、1 m<sup>3</sup>一律 15 円値上げし、財政基盤を強化する必要があると考えます。」とご意見をいただいております。

#### ◎会長

ありがとうございました。

皆様からご質問がありましたら、お願いします。

#### ○委員

純利益 2 億円以上確保するという考えがあって、物価上昇を加味すると、令和 12 年度以降は確保できなくなるというご説明がありました。今、社会情勢非常に先が見通せない状況にあって、料金改定のスパンはもう少し短くならないかと思っております。10 年先、15 年先の見通しを立ててと言われても、我々としては、判断が難しいです。

使用者側から言うとやはり安く水道を使いたいというのは、誰もが思っています。例えば、5 年ごとに見直しをして、料金改定が必要なのか、そのまま継続できるのか、あるいは値下げもあるのかということ、見える範囲内の社会情勢等を加味した料金改定、それから企業団の経営状況を加味して策定を進めていただければと思っております。

資料 10 ページに一律 13 円改定、一律 14 円改定の棒グラフが出ていますが、令和 8 年度に 3.5 億円以上純利益として上がっている棒クラブがありますが、これはどういったことでしょうか。

●事務局

まず、料金算定期間について通常は 3 年から 5 年と言われていますが、本企業団は長期間の計画がありまして、配水場の建設工事、基幹管路の更新工事等、費用が多くかかる年度とあまりかからない年度の差が大きいです。その差を平準化するべく算定期間を 10 年間とさせていただきました。

水道料金を急激に上げたくないという、私たち事務局の思いもありまして、物価上昇に関しては、加味しないという方向性にさせていただきました。一律 13 円で改定した場合、平均改定率 14.1%ということで、物価上昇を加味しなければ 10 年間は持つだろうというシミュレートになります。もちろん 10 年間に固執しているわけではなくて、その間に社会情勢等、状況の変化があれば、5、6 年後に値上げという話になるかもしれませんし、逆に資金に余裕ができたと判断しましたら、値下げもゼロではないと思っています。

次に、令和 8 年度に純利益がかなり出ているのは、令和 8 年度から水道料金を値上げさせていただくと、一時的に 3 億円以上の純利益が出る状況になります。

これが年を経るとともに減っていき、物価上昇を加味した場合は、令和 13 年くらいになると 2 億円を切ってくる状況になってきます。

○委員

料金改定を加味した棒グラフになっているのですね。

ここに現行料金の棒グラフもあればよかったかもしれません。

わかりました。ありがとうございます。

●事務局

第 2 回審議会資料（6 ページ）にて説明させていただきましたが、工事費については、今後 10 年間の平均が 9.41 億円になります。今までの平均よりも約 3 億円増えるという説明はさせていただいております。

あと、現行料金を継続した場合には、令和 5 年度に純利益 3 億円だったのが、令和 6 年度から 2 億円を切り、令和 12 年度には赤字になるというシミュレートと同じく第 2 回審議会資料（14 ページ）で示されていますので、よろしく申し上げます。

○委員

13 円、14 円値上げは何年先までを捉えたものですか。

●事務局

物価の関係を加味していませんので、10 年先です。

○委員

10 年先まで見ないといけないですか。

●事務局

この先 10 年間の工事費を見ますと（第 2 回審議会資料 6 ページ）、直近 5 年間の工事費は、その後の 5 年間の工事費よりもかなり高額となっておりますので、10 年先まで見ることによって値上げの幅が増すというわけではありません。

この先の事業を安定的に継続していく、耐震化もしていく、そのために最低限必要な値上げは、ということで、シミュレートを行いました。

◎会長

他の皆さんご質問ありますでしょうか。

質問等がないようですので、委員皆様のご意見を順番にお伺いできればと思います。

副会長から順番にご意見お伺いできますでしょうか。

◎副会長

追加資料ということで、物価上昇を加味した場合には、いずれにしても、5 年間しか持たない。目標の純利益 2 億円には、13 円、14 円、15 円どれも令和 12 年までしか対応できないことがわかりました。

5 年間はしっかりと経営をしていくという意味からすると、目標を達成するということが大切なので、ギリギリの 13 円よりは 14 円を考えたほうがいいのかと思います。

欠席委員からは 15 円という意見もありましたが、15 円でも令和 13 年までしか対応できないということです。

5 年間はしっかりと目標を達成できるように。でも、住民への負担をできる限り軽減するというので、14 円を選択するという考え方です。

◎会長

ありがとうございます。

〇〇委員お願いします。

○委員

審議会では物価上昇を加味しないという話の中で、まず、14%を決めました。参考として、物価上昇を 2%加味するとどうなりますかと、私が質問させていただきました。

今回、正確にシミュレートを出していただいて、物価上昇 2%加味した場合は、13 円でも 14 円でも 15 円でも、純利益 2 億円を 10 年間満たすことはできないということがわかりました。

物価上昇が続き、10 年待たず、途中でも料金改定をしないといけないのであれば、住民の方々にご理解をいただくためには、ギリギリの 13 円で値上げをお願いしたいと思います。

一律 14 円になるともっと純利益が伸びるかなと、一律 13 円との差がもう少し出るのかなと思っていましたが、令和 12 年で純利益 800 万円の差ですね。ほとんど変わらないので、最初に決めた平均改定率 14%に近い数字。14.1%と 14.6%で 14%台なので、何とかご理解いただけるかなと思いましたが、14.1 は四捨五入すると 14%、14.6 は四捨五入すると 15%になりますので、14.1%改定の一律 13 円が私はいいいのかなと思いました。

◎会長

ありがとうございます。

〇〇委員お願いします。

○委員

物価上昇を加味した表では、もう説明がつかない。これを5年に変えるのであれば、令和12年で14円か15円のどちらかという考えもありますが、10年として考えるのであれば、物価上昇を加味した場合は話にならないと思うので、私も13円かなと思いました。

◎会長

ありがとうございます。

〇〇委員お願いします。

○委員

埼玉で下水の事故がありましたので、できるだけ本当に安全なライフラインである水道施設をしっかりと維持していただき、また企業団の健全な経営を維持していただきたいと思っています。

追加資料を出していただいて、13円と14円の差があまり得られないとなれば、13円の値上げでお願いできればと思います。

◎会長

ありがとうございます。

〇〇委員お願いします。

○委員

私も同じ意見ですが、13円でいいのではと思います。

改定スパンについては、10年でなくても、5年でいいと思います。

◎会長

ありがとうございます。

〇〇委員お願いします。

○委員

私は先ほども言ったように、やはり安いほうが住民の方々にご理解をより得られますので、13円で。

◎会長

ありがとうございます。

〇〇委員お願いします。

○委員

物価上昇についても、本当に未知数でわからないですし、それプラス人口減少が非常に加速していくと思っています。料金改定のスパンは5年くらいで考えられたほうがいいと思います。

13円、14円、15円については、使用者の負担金額にそんなに差がないですので、私は

14 円でいいと思います。1 円違いであれば、住民の方々にも理解してもらえらると思います。

●事務局

人口減少について、少し付け加えさせていただきますが、国立社会保障・人口問題研究所が日本全国の人口がどう推移していくのかを予測しています。北名古屋市と豊山町の人口が今後どのように減っていくというのも、その予測を含めてシミュレートしておりますので、その旨お伝えさせていただきます。

◎会長

ありがとうございます。

私からも意見を申し上げさせていただきます。

私も皆様からご意見ありましたように、5 年のスパンで本当は料金改定したほうが望ましいのではないかと考えております。

ただ、事務局の説明の中でも何度かありましたけれども、今後、大きな計画があつて、この 10 年でかなり工事が立て続けにあり、5 年で区切ってしまうと、かなり改定率が上がってしまうのだらうと思います。私は長くしたほうが平準化されるということもあり、それがいいのかどうかは判断としては難しいですが、改定率の幅をあまり上げないよふにということを見ると、今回に限つては 10 年というシミュレーションは妥当なのかなと思つてるところです。

その中で、私は 14 円の値上げのほうが、5 年間持つ可能性が高いという面でも、住民の方々の生活の変化という面においても、長い目で見たら少なくて済むのかなと思つたところではあります。

ただ、総意としては 13 円が多かつたというところですので、今回はこの 13 円の値上げを委員会の総意としてお伝えしたいと思つますが、皆様いかがでしょうか。

ありがとうございます。それでは、本委員会としては、従量料金一律 13 円の値上げということにさせていただきますと思つます。

続きまして、「3.答申書（案）」について、事務局から説明をお願いいたします。

●事務局

答申書（案）については、読み上げる形で進めさせていただきます。

1 ページをお願いします。

「はじめに」を読み上げさせていただきます。

水道は、その地域に暮らす人々の快適な生活や営みを支え育むために不可欠なものであり、インフラとして最も重要なものの 1 つであることは疑う余地がない。令和 6 年元日に発生した能登半島地震では、特に能登半島北部を中心とする地域で水道システム全般に甚大な被害を受け、それに伴う長期の断水が人々の暮らしに多大な負担をもたらした。

ここ北名古屋市と豊山町においては、2000 年の「東海豪雨」以外には目立つた災害も

なく、現在まで安定的に水道事業を継続してきた。しかし、今後発生することが確実視される南海トラフ巨大地震への対策は水道事業者にとって喫緊の課題と言え、ここ北名古屋水道企業団においても、「持続」可能な事業経営を維持しつつ、計画的に老朽施設の更新を進めていくことが重要であると考えます。

令和6年10月16日に北名古屋水道企業団管理者より「適正な水道料金のありかたについて」本審議会に対し諮問書が提出され、同企業団の現状、投資・財政計画の見通しなどに関する資料に基づき、使用者に急激な負担増が生じないよう配慮をしつつ、経営基盤の安定化を図る適正な水道料金について慎重な審議を重ねた。

ここに結論を得たので、次のとおり答申する。

2ページをお願いします。

「1.答申」を読み上げさせていただきます。

北名古屋水道企業団は、昭和44年に西春日井郡東部水道企業団として上水道事業をスタートさせ今に至る。料金の改定については、平成17年に豊山町にあった名古屋国際空港が常滑沖に移転したこと等に伴い財政状況が悪化したため、平成19年度に12.99%の値上げ改定を行った。消費税の引き上げを除くと、現在に至るまで17年間現行料金を維持してきた。しかし、事業発足から55年が経過し、配水場を始めとする基幹施設の老朽化が進行しており、大規模な漏水事故や巨大地震への対策として、可能な限り早期の施設更新及び施設耐震化が必要と考える。

北名古屋水道企業団では、老朽化が進む配水場の施設統合計画及び重要給水施設への管路耐震化計画を進めており、「北名古屋水道企業団水道事業ビジョン 2024～2033」内で策定した「経営戦略」に基づく投資・財政計画では、大幅な工事費の増加を見込んでいる。また、県営水道の料金値上げや、資源価格を始めとした物価高騰などの影響もあり、今後支出は増加していくものと推測される。

一方の料金収入については、節水型機器の普及によるものと考えられるが、対前年度比で有収水量が減少し、料金収入は微減の状況が続いている。給水人口は令和10年度を境に減少に転じると予測されており、料金収入の減少は更に顕著になると推測される。

本審議会は審議を通し、近年の水道を取り巻く環境の変化等により、北名古屋水道企業団の事業経営が今後困難なものになっていくことを確認した。しかし、いかなる状況下であっても、将来にわたり「持続」可能な事業経営を維持し、使用者に水道サービスを提供し続けていくことは、水道事業者の責務であることに変わりはない。

よって、事業の合理化や効率化など、一層の経営改善に取り組むことを前提とし、使用者に急激な負担増が生じないよう配慮をしたうえで、次のとおり水道料金を改定するのが妥当であると判断した。

3・4ページをお願いします。

引き続き読み上げさせていただきます。

「2.料金算定期間」

令和 6 年度から令和 15 年度までの 10 年間とする。

通常、料金算定期間は 3 年から 5 年とされるが、北名古屋水道企業団では、この先 20 年間の大規模建設工事を予定しており、事業費は各年度の振り幅が大きく、通常の 3 年から 5 年の算定期間では、不明瞭な料金算定となってしまう。よって料金算定期間は令和 6 年度から 15 年度までの 10 年間とした。

### 「3.基本料金と従量料金の配分率」

基本料金 30%程度、従量料金 70%程度とする。

※施設や管路の維持更新費用、減価償却費、企業債支払利息及び水道メーターやその他料金徴収に関わる費用は、水使用量の多寡に関わらず常に発生するものであるため、これらの費用は原則基本料金とするのが望ましい。原則の考え方に依れば基本料金は 83%、従量料金は 17%となるが、これでは一般家庭への負担が大幅に増えることになるため、現在の配分率は基本料金 27.9%、従量料金 72.1%としている。しかし、今後は人口減少等により、有収水量が減少していくことを勘案すると、基本料金の配分率を少しでも上げ、財政基盤を強化するのが望ましい。審議会では、一般家庭の料金に急激な負担増が生じないよう配慮をしたうえで、基本料金 30%程度、従量料金 70%程度とするのが現実的であると判断した。

### 「4.料金改定額」

令和 8 年度 4 月より、基本料金一律 200 円値上げ、従量料金一律 13 円値上げとする。基本料金配分率 30.2%、従量料金配分率 69.8%。

特別栓は配分率除外。

### 「5.従量料金の逡増度」

逡増度指数を現行の 3.57 から 3.16 に引き下げることとする。

※北名古屋水道企業団は、使用水量の増加と共に 1 m<sup>3</sup>当たりの単価が段階的に高くなる逡増制を採用している。過去に需要が右肩上がり増加した時代に、大規模な投資により建設した水道設備の施設能力を超える水需要が発生しないよう、水の使用を一定程度抑制するために行われた制度である。しかし近年は人口減少や節水型器具の普及により水需要は減少傾向にあり、逡増制の考え方は時代に合わなくなっているため、現在は緩やかな見直しが求められている。今回は従量料金を一律の金額で改定することにより、逡増度を抑制することが適当であると判断した。逡増度指数は、全水量区分のうち 1 m<sup>3</sup>あたりの最高単価を最低単価で割った解で逡増度を表す指標だが、改定によりこれを引き下げた。

### 「6.附帯意見」

附帯意見については、後ほど皆様から意見を承ります。

5 ページをお願いします。

現行の水道料金表と改定後料金表です。

答申書（案）については以上です。

よろしくお願いいたします。

◎会長

ありがとうございます。

答申書（案）について、皆様からご質問、ご意見ありましたらよろしくお願いいたします。

○委員

水道企業団というのは、議員の方が入っている組織というのはありますか。

●事務局

あります。

○委員

その方々と更新計画とか、料金改定とか、お話し合いをしているのですか。

●事務局

はい。配水場の統合計画や水道事業ビジョン、経営戦略などは、水道議員を対象に全員協議会を開催し説明をしました。

○委員

どういった流れで議員の方々に料金値上げの提案をするのですか。

●事務局

まずはこの料金審議会からです。老人会、商工会、福祉協議会、そういった方々と、有識者の方は絶対に入っていないといけないということで、適正な水道料金について、事務局が提出した資料を基に審議していただいて、こういう料金改定にされるのがいいと思いますよ、というのがこの答申書になります。

その後で、また事務局にて答申書に基づいた水道料金改定案を議会に上程します。議会の前には、また別の時間を設けて水道議員の方々に説明をさせていただきます。

最終的には議会で可否を判断していただきます。

その議会は8月に実施されます。

○委員

料金審議会で決めた内容について、議員の方々から料金が高いとか安いとか、そういった話になると、どちらが優先されますか。やはりもう1度審議会を開催して、作り直すことになりますか。

●事務局

そういった場合もあるかもしれません。

○委員

最終的に議会で条例が通るかどうかだと思います。

今回、商工会の方や有識者の方やいろんな方が出席されて、しっかり議論されて決まったことなので、それが最後議会で承認という形にはなりますが、審議会が出した答申がそんな無下にされることはないと思います。

万が一反対があったとしても、反対の理由を述べないといけないので、それが正当な理

由でもう一度審議したほうがいいことであれば、審議をして然るべきだとは思いますが、正当な理由がなく反対ということは当然ないので、恐らく反対は出てこないのではないかと考えています。

○委員

私たちは水道企業団の管理者から諮問を受けて、管理者に答申書をお渡しします。議会とはまた違います。あとは、〇〇委員が言われたとおり、審議委員の皆さんが、いろんな立場の方々と話し合った結果ですので、無下にされることはないと思います。

◎会長

その他はいかがでしょうか。

附帯意見についても、何かありましたらお願いします。

◎副会長

答申書の「はじめに」ですが、災害対策のことしか書かれていないのですが、水質管理のことも書いておいたほうが良いと思います。大切なことは、北名古屋市、豊山町の市民生活や経済活動を支えるということだと思っています。それは企業団として、安全安心な水を供給することですので、災害対策だけではなく水質管理も必要ではないでしょうか。

日本では PFOS、PFOA 合わせて 50ng/L になりましたが、アメリカでは 4ng/L になっていますし、水質管理について今後どんな変化があるのか、まだわからない部分もありますので、長くは書かなくてもいいですが、災害対策についても、水質管理についても、両方しっかり対応していき、そのうえで持続可能な事業経営をしつつ、施設の更新、維持管理をしていくことが重要だということを、この「はじめに」では書いたほうが良いのではないのでしょうか。

◎会長

ありがとうございます。

では、事務局で追加をしていただきます。

その他はいかがでしょうか。

○委員

水質について、私も賛成ですので、是非追加していただきたいと思います。

私からは料金算定期間について、令和 6 年度から 15 年度までの 10 年間で書いてありますので、結構先までを見据えているというニュアンスに受け取られかねないので、少し違う形に変えていただけないかなと思いますが。

◎会長

ありがとうございます。

今のご意見ですが、附帯意見に 10 年間で算定したものの、社会情勢に変化があれば、適宜対応していくというような文言を入れられればと思いますが、いかがでしょうか。

○委員

はい、それで結構です。

◎会長

その他はいかがでしょうか。

○委員

料金算定期間についてですが、不確実な物価上昇について今回は考慮しなかったという言葉を入れるのはどうでしょうか。物価上昇が要因でシミュレートが大きく変わってくるようであれば、5年、6年先になるのかわからないですが、その時には速やかに料金改定を検討する、というような形にするとよろしいのではないかと思います。

◎会長

ありがとうございます。

その他の皆様いかがでしょうか。

○委員

水質の件ですが、豊山町はかつて問題になりました。新聞にも掲載されたことがありますので、豊山の住民は関心が非常に高いと思っています。

ぜひ、安全安心な水を供給しますと入れていただきたいです。

●事務局

水質に関しては、PFASに限らずいろいろな有害物質がありますので、PFASに限定せず、安心して飲める安全な水の供給を今後も続けていきますというような文言で記載させていただきます。

◎会長

その他はいかがでしょうか。

私からですが、2番目に料金算定期間があつて、3番目に基本料金と従量料金の配分がありますが、この前に、料金改定率を載せるべきだと思います。

料金改定率を出さなかった理由はありますか。

●事務局

ありません。

◎会長

では、2と3の間に料金改定率を出す形をお願いします。

その他、附帯意見も含めて追加したほうが良い項目ありますでしょうか。

◎副会長

附帯意見についてですが、当然、毎年経営状況をチェックはしているのでしょうけど、それを住民に情報公開というか情報提供をしっかりとっていくという意見は必要ではないでしょうか。

社会情勢に合わせて料金改定の必要性を検討しますとか、経営努力だけではどうしても無理なところがあるので、水道料金として住民の皆さんにご支援、ご負担をいただかないと、経営ができなくなりますので。

そのためには、経営状況を常にチェックし、情勢公開、情勢提供をしていきます、とい

う意見を附帯意見に入れておいたほうがいいと思います。

◎会長

ありがとうございます。

附帯意見に書かせていただきたいと思います。

○委員

水道企業団の広報は年に1回ですか。

●事務局

年に2回です。4月と10月です。

○委員

広報に経営状況を載せるのはどうでしょうか。

住民に何かアピールするようなものを提供していただきたいと思います。

●事務局

年2回、企業団と衛生組合セットで1つの冊子を入れさせていただいていますが、特にお伝えしたい題目がある時は、別冊を作成し配付させていただいています。

最近では、去年の4月に基幹管路の更新を進めることについて、10月には3つの配水場を1つに統合することについて、別冊を作成し全家庭に配付させていただきました。

料金改定については、この4月には間に合いませんので、10月広報の別冊で折り込み配付させていただきます。

伝え方はいろいろあると思いますが、残念ながら、企業団のホームページはあまりご覧いただけていないようです。今回の答申についても、いかに住民の方々に広く伝えていくかが大事だと思います。例えば、新聞社に掲載をお願いするとか、積極的に伝えられるようにしていきたいと思います。

○委員

答申書(案)に審議委員の名簿は載っていないですが、載らないと考えていいですか。

●事務局

審議会委員の氏名は既にホームページで公表させていただいています。

答申書にも載せようと思っていましたが、どうなのでしょう。

◎会長

両方のパターンありますので、どちらでも結構かと思います。

答申書(案)には載っていないので、このままでもいいかもしれません。

●事務局

事務局としては、載せなくても構いません。

◎会長

では、このままにさせていただきます。

本日の議題3つ予定されていましたが、すべて終わることができました。

事務局には今日いただいた意見を答申書に反映させていただきますが、次回までに皆

さんに確認していただく形でよろしいでしょうか。

●事務局

事前に資料はお送りしますが、それに対してのご意見は次の第 5 回審議会で直接お伺いできればと思っています。審議会を進行する中で、同時に皆さんのご意見を反映していると考えていますが、どうでしょうか。

◎会長

皆さんに資料をお送りしている時点で、大きな変更はできないので、資料を少し早めにいただくとありがたいです。当日は軽微な変更くらいにしたほうが良いと思いますが。

●事務局

各委員さんのご意見を個別で伺うと、混乱するのではないかとおっしゃったので。

◎会長

承知しました。

答申書（案）について、今日いただいたご意見ですが、大きく変更、修正をしたほうが良いという意見はなかったもので、事務局の提案のように、変更があれば、当日の審議会でやりとりできるようにさせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、進行を事務局にお返しします。

●事務局

皆様、本当にありがとうございました。本日いただいた意見をまとめて、答申書に反映させていきたいと思っています。

次回は企業団の管理者、豊山町長も同席しまして、答申書をお渡ししていただくことになるかと思っています。

以上をもちまして、水道料金審議会第 4 回を終了させていただきます。